

熊本市町屋利活用モデル事業建造物公開協定書

- 1 建造物の名称
- 2 所在地
- 3 公開範囲 末尾「公開範囲」記載のとおり.....
- 4 協定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日.....
- 5 所有者又は管理者

上記建造物(以下「本件建造物」という。)について、熊本市(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)は、次の条項により一般公開に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙にて記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市

代表者 熊本市長

乙

(協定の趣旨)

第1条 本協定は、本件建造物の一般公開に関する必要な事項を定めるものとする。

(公開の範囲及び管理)

第2条 乙は、本協定の有効期間中、表題部3記載の公開の範囲で本件建造物の外観を一般に公開するものとする。

2 乙は、一般公開の範囲内にある本件建造物の外観が、道路等の公共の場から容易に望見できるように適切に管理しなければならない。

(内部の公開)

第3条 乙は、甲の熊本市町屋利活用モデル事業補助金(以下「補助金」という。)により本件建造物の工事を行った場合は、当該工事施工部分を含む本件建造物の内部についても一般に公開するものとする。

2 乙は、本件建造物の内部を公開する場合には、その範囲、期間、入場料の有無等についてあらかじめ甲と協議するものとする。

(公開の範囲の変更)

第4条 表題部3記載の公開の範囲を変更する場合は、甲及び乙が協議により決定するものとする。

(協定の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、表題部4記載のとおりとする。

2 本協定の有効期間中に、本件建造物について甲の補助金により工事を行った場合は、当該補助対象工事が完了した日から更に10年間、本協定の有効期間は延長されるものとする。

(住所等の変更)

第6条 乙は、本協定の有効期間中に住所若しくは所在地、氏名若しくは名称又は連絡先に変更が生じたときは、直ちにその旨を甲に届け出なければならない。

2 乙が法人等の場合にあつては、代表者等に変更が生じたときは、乙は直ちにその旨を甲に届け出なければならない。

(本協定の地位の承継)

第7条 乙は、本協定の有効期間中に、本件建造物の管理権原が消滅する場合は、本件建造物の所有者に対し、本協定に基づく乙の地位の一切を承継させるものとする。

(協定の解除)

第8条 乙は、本協定の有効期間中に協定を解除することができない。ただし、災害その他の不可効力により本件建造物が滅失又は毀損した場合はこの限りでない。

(現状変更)

第9条 乙は、一般公開の範囲内にある本件建造物の修繕若しくは模様替又は色彩の変更をする場合は、あらかじめ甲と協議の上、その内容を決定しなければならない。

(本件建造物の損傷等)

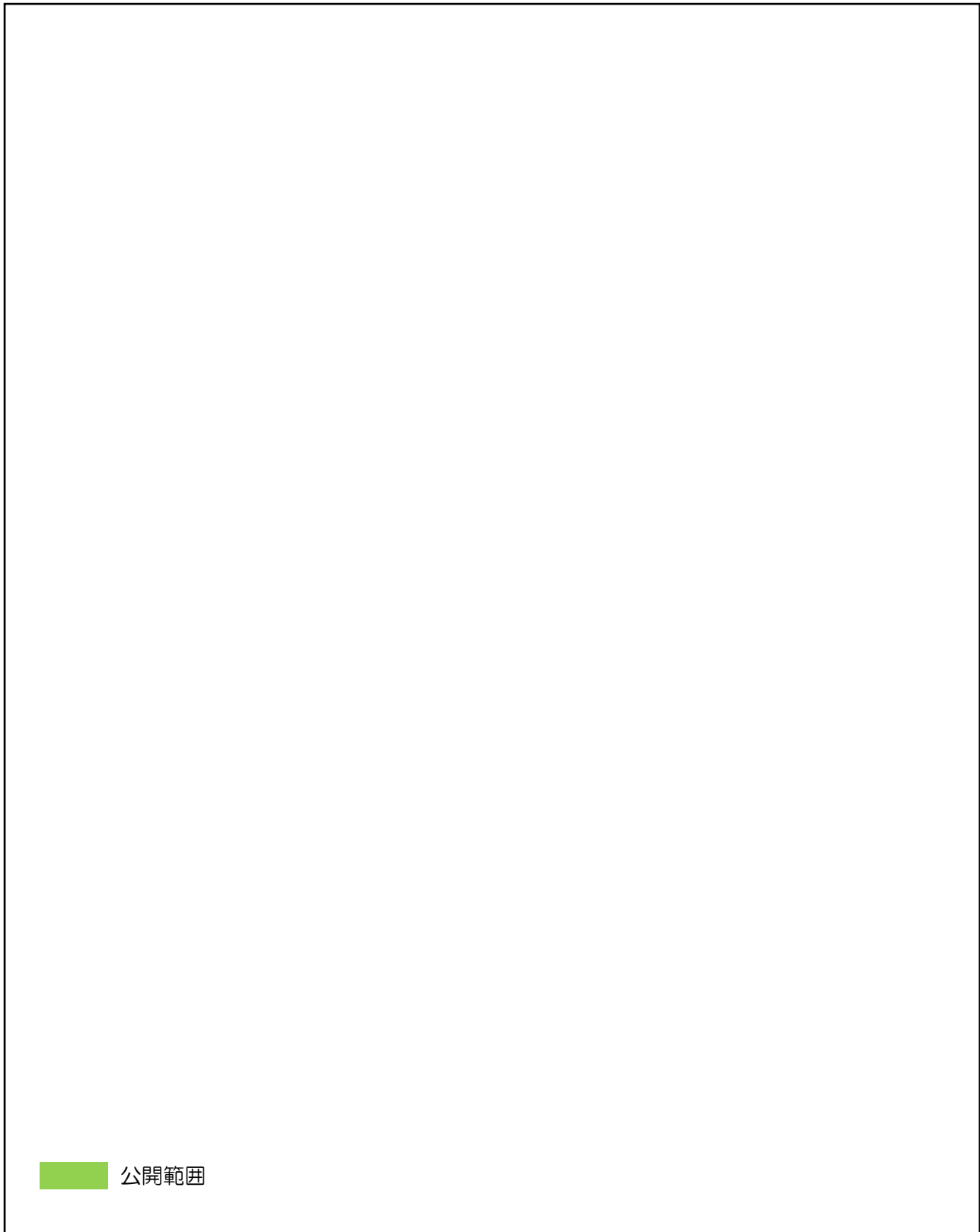
第10条 乙は、一般公開の範囲内にある本件建造物に損傷等があった場合は、その旨を速やかに甲に報告し、当該部分の措置について協議を行うこととする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して決定する。

2 甲及び乙は、本協定に関する紛争については、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

公開範囲 (図面縮尺 1/1000)



 公開範囲